

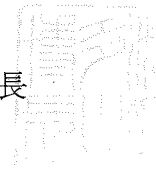
港長公示第2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の錨泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

なお、本公示により、港長公示第2号（昭和48年7月30日付け）は平成31年3月14日をもって廃止する。

平成31年3月14日

博 多 港 長



博多港における錨泊禁止区域の設定について

博多港長浜・福岡各船だまりに出入りする船舶の航路筋を確保するため、平成31年3月14日から当分の間、下記区域における船舶の錨泊を禁止する。

記

次の各地点を順次に結んだ線により囲まれた水面

- 1 博多港西防波堤南端
- 2 1から97度420メートルの地点
- 3 2から166度780メートルの地点
- 4 3から256度120メートルの地点
- 5 4から346度430メートルの地点
- 6 5から303度490メートルの地点（博多港西公園下防波堤灯台）

錨泊禁止区域図

